

表7：平成26年度以降の新規オンライン化手続

整理番号	手続名	根拠法令、根拠規定	手続を受け付けているシステム	26年度	27年度以降	手続種別	備考
1	特定個人情報保護評価書の提出	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第27条第2項	電子メール、情報保護評価書受付システム	○	○	1,3,5-1	<p>特定個人情報保護評価書を提出する者は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関の長 ・地方公共団体の長その他の機関 ・独立行政法人等 ・地方独立行政法人 ・地方公共団体情報システム機構 ・情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行う事業者（民間事業者である健康保険組合や国民健康保険組合を含む） <p>平成26年4月25日に「特定個人情報保護委員会の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」を公布・施行した。当面は各機関が特定個人情報保護評価書の提出を電子メールで行うこととしており、平成27年1月以降は情報保護評価書受付システムにて評価書の受付を行う予定。</p>
合計	1			1	1		

※ 手続種別：1:「申請等・国」 2:「申請等以外・国」 3:「申請等・独立行政法人等」 4:「申請等以外・独立行政法人等」 5-1:「申請等・国・各府省等共通」 5-2:「申請等以外・国・各府省等共通」 6-1:「申請等・独立行政法人等・各府省等共通」 6-2:「申請等以外・独立行政法人等・各府省等共通」

※ オンライン化した「実施年月」又は実施予定時期が明らかである場合は、備考欄に「実施予定年月」を記入すること。